

佐賀市地域おこし協力隊員設置要綱

(設置)

第1条 人口減少、高齢化等の進行が著しい本市において、地域外の人材を本市に招致してその定着を図るとともに、若者等の定住及び地域の活性化等を促進するため、地域おこし協力隊推進要綱(平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知)に基づき、佐賀市地域おこし協力隊員(以下「協力隊員」という。)を設置する。

(任用)

第2条 協力隊員は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者のうちから、市長が任用する。

- (1) 三大都市圏をはじめとする都市地域に現に住所を有する者
- (2) 任用の日において20歳以上の者
- (3) 心身が健康で、かつ、地域協力活動に意欲と情熱を持っていると認められる者

(任期)

第3条 協力隊員の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(協力隊員の義務)

第4条 協力隊員は、第2条の規定により任用された後、直ちに本市の区域内に住所を定めなければならない。

(協力隊員の協力活動)

第5条 協力隊員の協力活動は、おおむね次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 地域行事、コミュニティ活動その他の地域おこしの支援活動
- (2) 市民活動団体の支援活動
- (3) 地域資源の発掘及び振興に関する支援活動
- (4) 農林水産業の支援活動
- (5) その他市長が必要と認める活動

(協力隊員の遵守事項)

第6条 協力隊員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 居住地及び協力活動地域における住民その他関係者との信頼関係の保持に努めること。
- (2) 任期中は、常に所在を明らかにしておくこと。
- (3) 協力活動時間外であっても本市内の行事、風習等の情報収集に努めること。
- (4) 健康で健全な生活を送るとともに、事故等の防止に努めること。
- (5) 身体の不調又は協力活動に影響を与える事態が発生した場合は、直ちに市長に届け出ること。

(協力活動に伴う市の支援)

第7条 市長は、協力隊員の行う協力活動に必要な住居、用具等の確保について支援

を行うものとする。

(報酬、協力活動時間その他の協力活動条件及び身分取扱い)

第8条 市長は、協力隊員に対し、予算の範囲内で報酬を支給する。

- 2 協力隊員の協力活動時間その他の協力活動条件及び身分取扱いについては、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年佐賀市条例第19号)並びに佐賀市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和元年佐賀市規則第24号)及び会計年度任用職員の給与等に関する規則(令和元年佐賀市規則第27号)の規定を準用する。この場合において、「勤務」とあるのは「協力活動」と読み替えるものとする。

(身分証明書)

第9条 協力隊員は、協力活動に従事するときは、身分証明書(様式第1号)を常に携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 身分証明書は、他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを変更してはならない。
- 3 身分証明書を紛失し、又は損傷したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

(日誌及び報告書)

第10条 協力隊員は、協力活動の状況について、その概要を協力活動日誌(様式第2号)に記録しなければならない。

- 2 協力隊員は、前項の協力活動日誌を添付の上、毎月10日までに前月分の協力活動内容を協力活動報告書(様式第3号)により市長に報告しなければならない。

(解任)

第11条 市長は、協力隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、解任することができる。

- (1) 法令若しくは協力隊員の義務に違反し、又は協力活動を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、協力活動遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
 - (3) 自己の都合により、退任願い(様式第4号)を提出したとき。
 - (4) 協力活動に必要な適格性を欠くとき。
 - (5) 協力隊員としてふさわしくない非行のあったとき。
 - (6) 協議なく住所を移したとき。
- 2 協力隊員は、退任し、又は解任されたときは、直ちに身分証明書を市長に返還しなければならない。

(秘密の保持)

第12条 協力隊員は、協力活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。その任を退いた後も、同様とする。

(市の責務)

第13条 市長は、協力隊員の行う協力活動が円滑に実施できるよう、次に掲げる事

項を行うものとする。

- (1) 協力隊員の年間協力活動計画の作成
- (2) 協力隊員の行う協力活動に関する総合調整
- (3) 協力隊員の配属先との調整及び住民への周知
- (4) 協力隊員の行う協力活動終了後の定住支援
- (5) 前各号に定めるもののほか、協力隊員の行う協力活動に関して必要な事項
(庶務)

第14条 協力隊員に関する庶務は、各担当課において処理する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、協力隊員の協力活動に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号(第9条関係)

(表)

55
ミ
リ
メ
ー
ト
ル

写真

身分証明書

氏 名

正面、脱帽にて3
箇月以内に撮影
したもの

上記の者は、佐賀市地域おこし協力隊員設置要綱第1条に規定する地域おこし協力隊員であることを証明する。

発効日 年 月 日

有効期限 年 月 日

佐賀市長 氏名 印

90 ミリメートル

(裏)

注意事項

- 1 この証明書は、職務を遂行するときは、常に携帯し、請求があったときには、これを提示しなければならない。
- 2 この証明書は、他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを訂正してはならない。
- 3 本証は、当該業務以外の用途に使用してはならない。
- 4 この証明書を紛失し、又は損傷したときは、直ちに市長に届け出なければならない。
- 5 この証明書は、退任し、又は解職されたときは、直ちに返納しなければならない。

様式第 2 号(第 10 条関係)

協 力 活 動 報 告 書

活 動 年 月 日	年 月 日
活 動 時 間	時 分 から 時 分まで (時間)
活 動 場 所	
活 動 内 容	
特 記 事 項	

上記により業務を行いました。

佐賀市地域おこし協力隊員 地区担当
氏 名 (印)

様式第3号(第10条関係)

年 月 日

協 力 活 動 報 告 書

(あて先)佐賀市長 様

佐賀市地域おこし協力隊員名

○ 印

協力活動報告年月	年 月 分	受 入 地 域 ・ 団 体 名	
年 月 日	業 務 内 容		
年 月 日	翌月の協力活動予定内容		
要 望、 意 見 等			

様式第 4 号(第 11 条関係)

退任願い

年 月 日

(あて先)佐賀市長

佐賀市地域おこし協力隊員名 印

次により佐賀市地域おこし協力隊員を退任したいので、願い出ます。

退任希望年月日	年 月 日
退 任 理 由	

(注) 佐賀市地域おこし協力隊員名欄には、協力隊員が署名又は記名押印すること。